

平成29年度 十勝地区カブスリーグU-15 開催要項

- 1, 名称 平成29年度十勝地区カブスリーグU-15
- 2, 主催 一般社団法人十勝地区サッカー協会
- 3, 主管 一般社団法人十勝地区サッカー協会第3種委員会
- 4, 後援 北海道教育庁十勝教育局 帯広市教育委員会 幕別町教育委員会 音更町教育委員会
士幌町教育委員会 全十勝中体連サッカー専門委員会 帯広市中体連サッカー専門部
- 5, 期日 【通年】「1stラウンド」1節～7節
①5月13日(土)・②5月20日(土)・③6月10日(土)④7月22日(土)
⑤7月23日(日)・⑥8月5日(土)・⑦8月11日(金)
予備日7月3日(土)7月4日(日)7月17日(土)7月18日(日)8月12日(土)
「2ndラウンド」8節～14節
⑧8月13日(日)・⑨8月19日(土)・⑩8月20日(日)・⑪9月2日(土)
⑫9月9日(土)・⑬9月10日(日)・⑭9月16日(土)
予備日8月17日(日)8月18日(月)
※上記の期日の中から、代表者会議にて各リーグの期日を決定する。
- 6, 会場 各中学校グラウンドが中心になります。
※芽室町サッカー場 ※広尾町サッカー場 ※更別町サッカー場 ※南町中芝グラウンド
※士幌陸サッカー場 ※ネイバル足寄サッカー場
- 7, 参加資格 (1) (財)日本サッカー協会に第3種登録した加盟チームもしくは準加盟チームであること。
(2) (1)項のチームに登録された選手であること。
(3) (財)日本サッカー協会により「クラブ申請」を承認された「クラブ」に所属するチームについては、同一クラブ内の別のチームに所属する選手を移籍手続きを行うことなく本リーグに参加させることができる。この場合、同一クラブ内のチームであれば、複数のチームから選手を参加させることも可能とする。なお、本項の適用対象となる選手の年齢は第4種年代とし、第3種及びそれ以上の年代の選手は適応対象外とする。
(4) 中学校チームにおいては、学校長及び当該サッカー協会長の出場承認を受けたチームとする。その他のチームにおいては、学校もしくは組織を代表する者及び当該サッカー協会長の承認を受けたチームとする。
(5) 1登録クラブ内で複数チームの参加を認める。2ndチームは実力に応じて、1stチームの直下のリーグまで昇降格できる。ただし、リーグの昇降格は1stチームを基準とし、1stチームが降格してリーグが重なる場合は、2ndチームは順位に関係なく下部リーグに降格する。また、複数チームの出場に関しては、自主運営ができることは条件となる。
- 8, 参加チーム 申込を締め切った段階で決定する。
- 9, 競技方法 (1) 基本的にグループ内2回戦総当たりのリーグ戦方式とする。(14節)
(2) 試合時間は70分(35分ハーフ)とし、ハーフタイムのインターバル(前半終了から後半開始までは原則として10分とする。
(3) 順位決定は次の順序により決定する。
①勝ち点(勝3点、引分1点、負0点) ②ゴールディファレンス(総得点-総失点)
③総得点 ④当該チーム同士の対戦成績(勝敗)
- 10, 競技規則 リーグ実施年度の(財)日本サッカー協会制定の「サッカー競技規則」による。但し、以下の項目については本リーグ規定を定める。
(1) 各節ごとに20名の選手を登録できる。
(2) 選手交代は、登録した最大9名までの交代要員の中から最大9名までとする。
※自由な交代は採用しない。
(3) ベンチ入りできる人員は、14名(チーム役員5名、選手9名)を上限とする。
(4) 本リーグにおいて退場を命じられた選手は次の1試合に出場できず、それ以降の処置については、本リーグの規律・フェアプレー委員会において決定する。但し、この規定は本リーグでの適用とする。
(5) 本リーグ期間中に警告を2回受けた選手は、次の1試合に出場できない。但し、この規定は本リーグでの適用とする。

11, 参加申込 参加チームは、以下の手続きを期日までに完了すること。

- (1) 参加申込書の提出
 - ① 所定の用紙をメールで下記申込先に提出する。
 - ② 提出〆切 平成29年4月27日(木) 16:00まで
- (2) 選手登録用紙の提出
 - ① 所定の用紙を(プロテクト選手を含む) 4月27日(木) 16:00までにメールにて提出する。
 - ② 所定の用紙を各節毎に2枚持参し、1枚は本部へ、1枚は対戦チームへ提出する。
- (3) 大会参加料の納入
 - ① 参加料 40,000円(税込)
 - ② 納入方法 下記振込口座へ振り込むこと。一括納入願います。
 - ③ 納入〆切 平成29年5月18日(木)

[申込先] 一般社団法人十勝地区地区サッカー協会第3種委員会
〒080-0027 帯広市西17条南35丁目1番1号
帯広市立南町中学校内 青木 隆信
TEL 0155-48-3181 FAX 0155-48-6765

[振込口座] 帯広信用金庫中央支店 (普) 1213922
(社) 十勝地区サッカー協会第3種委員会

12,登録移動 1stチームと2ndチームの登録移動ができる期間を年4回設定する。

ウインドウ

(1) 1stチームが北海道カプスリーグと道東ブロックカプスリーグに参加している2ndチームとの登録移動はその期間に合わせる。

(2) 十勝地区は、1stチームと2ndチームの登録移動ができる期間を年4回設定する。下記の条件を満たすこと。

○より出場機会を増やすために登録変更ウインドウを廃止し、登録移動ウインドウに変更し、プロテクト制度を導入する。

条件1 複数チームが参加する場合、上位チームの11名(内1名はGK)をプロテクトする。

下位のチームへの移動を禁止する。プロテクト以外の選手については試合ごとの変更を認める。

条件2 土日の連戦についての移動については禁止する。3連休で土、月等1日間が空く場合は、連戦と見なさないため移動を認める。

条件3 プロテクトのかかっている選手(上位リーグから下位リーグ)の移動については、登録移動ウインドウの期間に手続きを終了すること。

(毎月チームで2名まで可能)手続きが完了した選手については移動できる。

条件4 移動のチェックについては、それぞれのリーグでチェックすることは現実的ではないために、移動の手続き(試合前のメンバー用紙作成で移動がわかります)等はチームにまかせる。

そのため、各リーグ戦ではメンバー表を1年間は保存し、問い合わせがあった時に確認できる状況にしておく。万が一、規定に反したことが発覚した場合は、大会規律委員会でその後の対応を決定する。

十勝地区カプスリーグ登録移動ウインドウ

○毎月初めに登録移動ウインドウを設定し、毎月初めに受け付ける。(年4回)

6月 5(月), 6(火), 7(水)

7月 3(月), 4(火), 5(水)

8月 1(月), 2(火), 3(水)

9月 4(月), 5(火), 6(水)

13,ユニフォーム

(1) ユニフォーム(シャツ・ショーツ・ストッキング)は正の他に、副として正と色の異なるユニフォームを参加申し込みの際に記載し、各試合に必ず携帯すること(FP・GK用共)。(財)日本サッカー協会に登録されたものを原則とする。

(2) 審判(黒色)と同一または類似したシャツを試合において着用することはできない。

(3) ユニフォームの色・背番号の選手登録用紙提出以降の変更は認めない。

(4) シャツの前面・背面に選手登録用紙に記載された番号を付けること。

(5) その他の事項については(財)日本サッカー協会ユニフォーム規定による。

14,帯同審判員

このリーグでは審判を相互審判で行うため、出場チームは(財)日本サッカー協会認定審判員(4級以上)を必ず帯同すること。

15,代表者会議

期日:平成29年4月29日(土) 15:00~

場所:幕別町立札内中学校

16,負傷及び事故の責任

大会期間中の負傷及び事故の責任は、当該チームが負うこととする。また、医師及び救急用品の準備は各チームの責任において行う。

- 17,参加チームの入れ替え リーグの成績により、以下の通り次年度のリーグ参加チームの入替を行う。
- (1) 1・2位、7・8位の自動昇降格
 - (2) 1部1位のチームが入れ替え戦への参加資格を得る。
正し、1位のチームに参加意思がなければ、以下、順次参加資格を得る。
 - (3) 道東ブロックカブスリーグから降格するチームがある場合は、1部の1位に入る。
- 17,その他
- (1) 出場チームは選手証もしくは選手登録証明（日本協会ならびに北海道協会の印が捺印されているもの）を必ず持参し、各リーグ運営本部に提出すること。不携帯の場合は当該試合への出場を認めない。
 - (2) 各試合の競技開始70分前に運営事務局において、選手証の確認、両チームのユニフォームの決定、諸注意事項の確認を行う。
 - (3) 本リーグにおいて規律・フェアプレー委員会を組織し、委員長は第3種委員長が兼任する。委員の人选については委員長に一任する。
 - (4) 出場チームは、そのチームの役員によって引率され、選手の全ての行動に責任を負うものとする。
 - (5) リーグ規定に違反したり、その他不都合な行為が発生した場合は、そのチームの本リーグへの出場を停止する。
 - (6) リーグ要項に規定されていない事項については、第3種委員会において協議の上、決定する。
 - (7) 参加選手は、傷害保険に加入し、大会での傷害に対応すること。
 - (8) 荒天・震災・雷等、不測の事態が発生した場合はリーグ実行委員会において協議の上、対処する。中断・中止・延期することがあることを留意のこと。
 - (9) 指導者が選手を引率する際の遵守事項
 - ①選手の個々の権利・尊厳及び価値を尊重し、平等に扱うこと。
 - ②選手の福利及び安全を最優先で扱うこと。
 - ③身体に対する暴力行為を行わないこと。
 - ④不適切な言葉を使用しないこと。
 - ⑤身体に対する暴力行為や不適切な言葉の使用を放置しないこと。上記事項に反する行為が行われた場合は、当該チーム・指導者・選手等に対し、リーグ役員（ウエルフェアオフィサー）により事情聴取が行われる場合がある。